

沖縄県緊急事態宣言（抜粋）

（期間：令和3年1月20日～2月7日）

- 年明け以降、県内全域で急速に感染者が増加しており、直近1週間の新規感染者数は523人と、2週間前の約2倍となり、感染拡大に歯止めがかかっていません。
- 入院治療の必要な重症・中等症の患者数も、最多の135人となっています。
- 年末年始の忘年会・親族間交流・成人式を契機として、飲食店のみならず、親族間、事業所、保育園等でも集団感染が発生するなど、感染拡大が全世代、多くの業種に及んでいます。
- 島しょ県である本県の医療資源には限りがあり、急速な感染者数の増加に伴い新型コロナ対応病床のみならず非コロナの一般病床利用率も90%を超えるなど地域医療の崩壊が迫っています。
- 多方面に感染が拡大している現段階において、感染拡大を封じ込めるためには県民全ての行動変容が求められており、「新しい生活様式」の徹底が必要です。
- この危機を乗り越えるため、県の警戒レベルを第4段階に引き上げるとともに、沖縄県緊急事態宣言を発出し、1月20日から2月7日までの間、以下の項目を要請します。

【県民・事業者・来訪者の皆様への依頼事項】

1～8 略

9. 施設に対する営業時間短縮の働きかけ

次の施設に対して、夜8時までの営業時間の短縮（酒類提供は朝11時から夜7時まで）を働きかけます。

- ・ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- ・ 集会場又は公会堂
- ・ 展示場
- ・ 1,000㎡を超える物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く）
- ・ ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
- ・ **運動施設**、遊技場
- ・ 博物館、美術館又は図書館
- ・ 遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けていない施設
- ・ 1,000㎡を超えるサービス業を営む店舗（生活必需サービスを除く）

以下、略